

# 仕事と生活の調和連携推進・評価部会（第43回） 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 合同会議 議事録

1 日時：平成30年2月19日（月）10:00～12:00

2 場所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

## 3 出席者：

### <部会構成員>

樋口美雄部会長、飯田隆委員、大曲昭恵委員、権丈英子委員、榊原智子委員、佐藤博樹委員  
高橋晴樹委員、長谷川真理委員、春川徹委員、山本和代委員、輪島忍委員

### <関係省>

人事院：茂田専門官（荻野課長代理）

内閣官房内閣人事局：伊藤（美）調整職（杉田参事官代理）

総務省：陶山課長補佐（秋本課長代理）

文部科学省：遠藤参事官補佐（伊藤（史）参事官代理）

厚生労働省：福田室長補佐（奈尾参事官代理）、西本専門官（藤枝課長代理）、源河課長

### <内閣府>

武川室長、岡本次長、渡邊次長、田平参事官、南参事官、伊藤（信）参事官

### <説明者>

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室：徳弘参事官補佐

内閣官房人生100年時代構想推進室：伊藤（誠）参事官

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付高齢社会対策担当：中村参事官

総務省情報流行政局情報通信政策課情報通信経済室：品川専門職

総務省情報流行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室：鈴木課長補佐

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課：高橋課長補佐

国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室：巢山課長補佐

#### 4 議事録

○樋口部会長 ただいまから第43回「仕事と生活の調和連携推進・評価部会（第43回）仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 合同会議」を開催いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、事務局から本日の議事について説明をお願いします。

○田平参事官 仕事と生活の調和推進室参事官の田平でございます。

議事の説明の前に、まず本日の御出欠でございますが、阿部委員、大沢委員、甲斐委員、小林委員が御欠席でございます。

次に、本日の議題でございますが、議題1といたしまして「保育等の子育てサービスを提供している数（認可保育所等（3歳未満児））」の目標設定について御説明させていただき、御議論いただきます。

次に、議題2といたしまして「仕事と生活の調和レポート2017」（案）について御説明をさせていただき、御議論いただきたいと思います。

次に、議題3「報告事項」、最後に議題4「その他」ということで進めさせていただきます。

なお、本日は都合により議題3から始めさせていただき、次に議題2の御説明をさせていただき、その後、議題1に戻るという順番で進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○樋口部会長 それでは、早速議事に入ります。今、説明がございましたように最初に議題3「報告事項」から始めたいと思います。

まず内閣官房人生100年時代構想推進室の伊藤（誠）参事官から、「新しい経済政策パッケージ」について説明をお願いします。

○伊藤（誠）参事官 ただいま御紹介にあずかりました、内閣官房人生100年時代構想推進室参事官の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

前回の評価部会において人生100年時代構想会議がスタートした中で、人づくり革命の検討状況を御説明させていただいたところでございますが、本日はその後の動きについての御説明をさせていただきたいと思います。

前回の評価部会以降、昨年12月8日に新しい経済政策パッケージを閣議決定するとともに、12月21日には総理を議長として有識者や関係閣僚からなる人生100年時代構想会議においても中間報告が取りまとめられました。

まず資料に基づきまして経済政策パッケージの御説明をさせていただき、その後、中間報告との違いを御説明させていただきます。

資料3-1を御覧いただきたいと思います。「『新しい経済政策パッケージ』人づくり革命部分のポイント」という資料でございますけれども、実は内容的には前回御説明した構想会議第2回における総理の御発言というのがほぼそのまま取りまとめられたような形

になっておりますので、相当程度説明は重複してしまいますけれども、改めて御説明をさせていただきます。

3 ページを御覧いただきたいと思いますが、まず第1に幼児教育の無償化を一気に進めることにしております。3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定保育園の費用を無償化します。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組とあわせて住民税非課税世帯を対象として無償化を進めます。

4 ページを御覧ください。第2に、待機児童解消を目指す子育て安心プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善にさらに取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引き上げに加え、2019年4月からさらに1%の賃金引き上げを行います。

5 ページにまいりまして、第3に、真に支援が必要な所得が低い家庭の子供たちに限って大学などの高等教育の無償化を実現します。3ポツ目にありますように、住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除し、私立大学の場合は私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図ります。さらに給付型奨学金を抜本的に拡充し、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じます。

7 ページをお願いいたします。第4に、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化を進めます。

8 ページにまいりまして、第5に、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、介護職員のさらなる処遇改善を進めます。介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じて2019年10月から処遇改善を行います。

9 ページ、この安定財源でございます。消費税率10%への引上げによる財源を活用いたします。この増収分につきまして、教育負担の軽減でありますとか、子育て層の支援でありますとか、介護人材の確保といったカテゴリーと、財政再建の安定化、そのそれぞれにおおむね半分ずつを充当するという考え方によりまして、前者において新たに生まれる1.7兆円程度を活用することになります。新たに生まれる1.7兆円程度につきましては、具体的には、青字で書いてございますが、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てることとなります。また、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、経済界にも御負担をお願いいたしまして、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することにしております。

以上が新しい経済政策パッケージのポイントとなりますけれども、続いて12月21日の人生100年時代構想会議「中間報告」との違いについて御説明させていただきます。資料はこちらにはないのですが、もともと経済政策パッケージ自体、人生100年時代構想会議における御議論を踏まえて策定したものでございますけれども、「中間報告」については、経済政策パッケージを基礎といたしまして、有識者議員からの意見などを盛り込んで肉づけし

た形のものとなっております。

具体的には経済政策パッケージの本文に次のような内容を追記したものとなっております。基本的には大きな考え方を追記しているところがございますけれども、まず人生100年時代には単線型ではなくマルチステージの人生を送るようになるということ。あるいは少子高齢化社会において経済社会の活力を維持していくためには、人材の質を高めることによって潜在成長率を引き上げていくことが必要であること。幼児教育の重要性を強調するため、アメリカにおけるペリー就学前計画の具体的内容の説明についての記載を追加したこと。あるいは低所得層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されており、高等教育について所得の低い世帯を支援する必要があるということ。残された課題としてのリカレント教育や大学改革について、その検討をしていく上での視点、これらを追記したという形になってございまして、今後、夏に向けて基本構想を取りまとめるべく、検討をさらに進めていくこととしてございます。

以上が経済政策パッケージ、人生100年時代構想会議「中間報告」の御説明になりますけれども、本日の評価部会の資料の提出締切が1月下旬だったのですが、その後、2月8日に第5回人生100年時代構想会議が開催されておりまして、そこでは大学改革をテーマに議論をいただいております。そこでのさまざまな議論の中で、最後に総理から、関係閣僚、特に林文部科学大臣に、第5回の構想会議で大学改革について出された議論につきまして、その論点を検討した上で、構想会議にその検討経過、結果を御報告いただき、構想会議の場で再度議論したい、という御発言がありましたので、御紹介をさせていただきます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

質問もあるかと思いますが、いくつか報告を受けまして最後に質問を受けたいと思います。

続きまして、内閣府の中村高齢社会政策担当参事官から、高齢社会対策大綱について説明をお願いします。

○中村参事官 高齢担当参事官でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料3-2を御覧ください。こちらの高齢社会対策大綱は先週金曜日、2月16日に閣議決定されました。これは法に基づいて策定されるものでございまして、今後5年程度を見据えた政府全体の高齢社会対策の指針でございます。

第1の目的及び基本的考え方、まず大綱策定の目的というところがございますけれども、今、4人に1人が65歳以上という社会でございます。こういう中で高齢期の体力の向上、健康寿命が延びたり就業意欲が高い者であったり、こうした傾向が見られるところがございます。このために65歳以上も一律に高齢者と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあるのではないかと。こうした課題設定を冒頭に掲げました。

そして、そのもとに2点目の基本的考え方として3本の柱を挙げております。

1つ目は、年齢にかかわらず活躍できるエイジレス社会を目指すこと。

2つ目として、安全・安心、豊かに暮らせるコミュニティーをつくっていくこと。

3つ目として新機軸でございますけれども、技術革新の成果が大分進んでまいりました。これをこれまでになかったような形で高齢社会の課題に対応させていけるのではないかと。こうした柱を3本掲げております。

2ページ目にまいりまして、個別の施策を6分野に分けております。この中で仕事と生活の調和にかかわる部分は主に左側の3つでございます。

1の就業・所得としましては、高齢期の就業や起業の支援のほか、2ポツ目で公的年金制度の安定的運営と掲げておりますけれども、現在70歳まで繰り下げて受給することができる年金制度を、今は70歳を超えても働きたいという方もございますので、70歳以降も繰り下げができるようにしてはどうかの検討を始めるとしております。

2の健康・福祉の中では、これまでの大綱に盛り込まれてこなかった介護離職ゼロの実現の考え方を、ニッポン一億総活躍プランを踏まえてしっかりと掲げたところでございます。

3の学習・社会参加でございますが、高齢期の学習活動、社会参加活動の促進ということ掲げております。この大綱の取りまとめに先立って行われました有識者の検討会におきましても、高齢期いきなり社会参加活動をするのは難しいけれども、生涯学習から入って、その成果発表とか、成果を社会に還元しようという形で社会参加やボランティアを始めるとするのは非常にスムーズな流れであるので、こうしたものを促進していったらどうかという御指摘もいただいたところでございました。

ほかに、この大綱の中では4の生活環境、5の研究開発・国際社会へ思い切って日本の知見を打って出ようという考え方、そして6で全ての世代の活躍推進ということを挙げております。

3ページ目にまいりまして、全体の推進体制等。ここでは主に数値目標を挙げている部分でございます。政府の高齢社会対策の数値目標を閣議決定のレベルで、ここで一元化した位置づけとなっております。

4ページ目にまいりまして、ワーク・ライフ・バランスに直接言及した記述の部分でございますけれども、主には「就業・所得」の中でエイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備としまして、労働者の仕事と生活の調和を図るという言及をしております。また、「健康・福祉」の中で介護サービスの充実、介護離職ゼロの実現としまして、両立支援として仕事と介護を両立することができる雇用・就業環境の整備を図るとこともうたっております。

以上でございます。ありがとうございました。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、3番目の報告ですが、公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果について、事務局から説明をお願いします。

○田平参事官 内閣府仕事と生活の調和推進室参事官の田平でございます。

資料3-3を御覧いただきたいと思います。「女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果について」ということで、平成28年度分の御報告でございます。

まず、この公共調達に関しましては、女性活躍推進法20条の、受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとするという規定を踏まえて、この評価部会においても3回ほど御議論をいただきまして、平成27年12月に報告を取りまとめていただいたところでございます。その取りまとめも踏まえまして、資料3-3の1ページ目に記載しているとおり、平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部決定で「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が定められたところでございます。

これに基づきまして、各府省は原則として平成28年度中に価格以外の要素を評価する調達、具体的には総合評価落札方式、企画競争方式というものでございますが、そのような調達についてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされているところでございます。

この取組指針の中で、毎年度、内閣府において各府省による取組状況を取りまとめ、公表することになっておりまして、今回が取組開始後、最初の報告となります。

対象機関は各府省、人事院、会計検査院、衆議院、参議院、最高裁判所となりまして、28年度の取組対象となる調達規模としては、金額ベースで約4兆2,900億円、件数で約4万3,700件となります。そのうち実際に取組がなされたものが、それぞれ約6,200億円、約8,500件ということで、金額ベースで約15%、件数ベースで約20%という状況になっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり取組指針が平成28年3月22日に定められて、そこから各府省内での取扱いを決定しておりまして、早いところだと年度当初というところもございましたが、平成28年9月くらいに設定されているところはかなりございまして、実際に調達の契約がなされるのが年度前半である等々を考えますと、そういう意味で15%とか20%ぐらいになっているのではないかと推察しているところでございます。

以上、御報告でございます。

○樋口部会長 3つの報告を受けましたが、これらどれでも結構ですので御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今、フォローアップについて今後見込まれるというのはかなりパーセントとしては高いのですが、各府省の実態として、今回は府省ごとに発表することになっていなかったのですが、全体としての数字が出てきたのかなと思います。今後はそれは可能になるのでしょうか。

○田平参事官 現時点では、府省ごとの公表はしないという前提で報告いただいておりますので、今後また各府省と相談をしながら進めていくことになると思います。

○樋口部会長 ぜひ検討してください。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 要望を1点、前回もお願いしたのですがけれども、資料3-1の9ページの子ども・子育て拠出金3,000億円規模について、これは厚生年金と一緒に取り立てる税みたい

なものなのですが、金額的に6割強は中小企業経営者から徴収いたしますので、ぜひ中小企業が使いやすい制度にさせていただきたいということで今お願いをしているところでございます。大企業は資産がございますのでいろいろできますけれども、特に中小企業が使いやすい制度、団地組合の中に保育所をつくるとか、そういうものにぜひ使えるような制度設計にさせていただいて、それを我々としてはこういうものがあるからぜひ女性が働けるような設備を中小企業もつくりなさいという指導をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤（誠）参事官 この決定過程において、いろいろと御議論があったことは承知しておりますし、具体的にこの資料の中にはございませんが、中小企業に対しての助成策などの検討ということも、本文の中でしっかり記載をさせていただいているところでございますので、また関係部局でしっかり検討されると承知しております。

○樋口部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。よろしければ3つの報告をいただいたということで、次の議題に移りたいと思っております。

2番目の議題は「仕事と生活の調和レポート2017」（案）でございます。これも事務局から説明をお願いします。

○田平参事官 事務局から御説明させていただきます。

資料2-1と資料2-2を御覧ください。前回11月の会議の際に、骨子案について御議論をいただきました。骨子案につきまして「2016」をベースにリバイスしたものであるという形で、いったん御了解いただいたところでございますが、その後、各委員のご意見もいただきながら少し組み替えをさせていただいております。前回の議論の中でどこがポイントなのかというところが分かるようにしたほうが良いだろうという御指摘をいただいております。それも踏まえまして若干構成を変えております。

具体的には資料2-2を見ていただければと思います。めくっていただきますと「序」と書いてございますが、その次のページ、2ページと書いてあるところでございます。目次でございますが、序文の後にオレンジで囲った部分がございます。「仕事と家事・育児・介護の両立に関する現状と取組事例」という形で、特集という形でまとめさせていただいております。前回御説明をさせていただいた社会生活基本調査、それから、高村様から御説明をいただきました男性の育児休業取得と家事育児参加への影響がございましたし、国の取組として男性の家事参加ということでおとう飯の御報告などをさせていただいたところでございます。そういうところが共通するテーマとしてまとめられるのではないかとということで、今回特集としてまとめたということでございます。

加えて地方公共団体の取組で、「みえの育児男子プロジェクト」というようなもの。それから、関連するものとして企業主導型保育事業が始まっておりますので、その具体的な事例を紹介させていただくということで、8ページから22ページまで特集を入れて、その後の部分は第1章から第4章までということで、従前のものをリバイスさせていただいているところでございます。

特集以外の内容でございますが、めくっていただきまして101ページに数値目標、3章の冒頭のところになります。こちらで数値目標の関係で最新値に直したものを書いてございます。最新値という欄がございますが、ここの欄で薄黄色に色を塗っているところが、今、最新値に直しているものでございます。②、③、④はPがついておりますが、これはまだ最新値が現時点では出ておりません。ただし、年度内に最新値への数字のリニューアルが見込まれるものでございますので、そこは最新値も踏まえて修正していきたいと考えております。

それから、⑩のところ、第1子出産前後の女性の継続就業率の部分については、前年のレポート以降最新の数字が出てくるものではございませんので、そのままの数字を置いているということになります。

これらの数値目標については、以前御議論をいただいて青と黒と赤というような形で分類をしていただいたところでございます。青が「順調に進捗」ということで、目標設定時から2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を達成している。それから、黒が「順調ではないものの進捗」ということで、上記想定値を達成していないものの目標設定時より進捗している。赤が「進捗していない」ということで、目標設定時の数値より目標までの差が拡大しているというような形で、分類をさせていただいているものでございますが、今回の最新値に置きかえた場合、このカテゴリーには変更なさそうだというようなことで、青、黒、赤についてはそのままで行かせていただきたいと考えてございます。

各団体の取組の部分でございますが、戻っていただきまして第2章第1節の冒頭のところで34ページからこの取組がございますが、今回、労使の取組ということで経済4団体と連合の合同シンポジウムが開催されておりますので、これを労使両方の取組ということで第1節の冒頭に持ってきております。それから、経済4団体の取組をその後に入れまして、その後、経済団体の取組、労働団体の取組、それ以降、各団体の取組という形でまとめさせていただきます。

以上でございます。

○樋口部会長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。また、委員の皆様からそれぞれ記載していただいている取組にも御発言がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今回から前年を踏襲するのではなくて、特集を組むことによって新しい取組等々についても特に記載しようということで、このような特集が組まれています。こういう形で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それで皆様のもっと何かこれを記述したほうが良いとか、あるいはこれはちょっとまずいということがあったら御意見いただきたいのですが。

○長谷川委員 レポートの今回のテーマが、家事・育児そして介護もということで、最初に囲みで書いてありますが、グラフ等の入っているデータが育児関連のものだけになって

います。せっかく介護もということに入れてあるということであれば、ここにもポイントとして介護の情報もあると良いかなと思いました。介護については職場でも実はいろいろ制度に関する数字があり、要介護の対象の人の情報は入るのですけれども、現場では要支援とかそういったクラスでもかなり両立するのに苦労している人が増えてきており、今後そういった人たちが増えていくと思いますので、介護のデータが前半にもあると良いかなと思いました。

○樋口部会長 どうぞ。

○田平参事官 ありがとうございます。事例としては紹介ができなかったのですが、データとしては前回の社会生活基本調査の中で家事・育児関連時間という言い方をしておりますが、その中に介護も入っております、それも含んでの話ということで今回こういう形でまとめさせていただいてございます。

○樋口部会長 事例ではなくて、介護の関連というのは、この中に散りばめられているということですか。

○田平参事官 今の御説明でございますが、具体的な事例とかそういうところには入っていませんが、概括の次の2の男性の家事・育児関連時間の現状というところで、家事・育児関連時間の中に介護も含まれておりますので、そのような形で現状ということで介護も入れさせていただいているということになります。

○樋口部会長 どうぞ。

○権丈委員 ただいまのお話に関してなのですが、このデータでは介護・看護の時間が非常に短いという結果が出ています。これは6歳未満の子どもを持つ夫婦を対象とした家事・育児関連時間ですので、どうしても介護・看護の時間は少なくなるということだと思います。介護も取り上げるのであれば、対象を広げて全体のものにするなど、少し工夫したほうがよいと思います。

一方でこれは、6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連時間という数値目標の関連で出された特集だということもあると思いますので、そのあたりも含めて少し御検討いただければと思います。

○田平参事官 そこはもう少し記述を加えるということになりますでしょうか。

○佐藤委員 ここは多分もともと子育ての世帯ということだったので、介護を扱うのなら別にする必要があります。一般的には、親が75歳以上が1つの基準で、平均的には40代後半から50代の働いている人は親の介護がある。もちろんダブルケアとかそういうことはあるのですが、介護は介護で別に取り上げているので。ここは6歳未満の子供がいる世帯のことなので、もちろん介護はあるが、それはダブルケアの話になる。ただ、介護だけを取り上げると別のとこでやらないとまた落ちてしまうので、そこは難しいのではないかと思います。

○樋口部会長 今回発表された総務省のデータは、介護は別の項目を立ててまとめているのです。介護をどういう人がやっているとか、それに関する研究がここ1、2年急激に

増加して、研究書も出版されたりしてきているので、それを参考に記載したらどうでしょうか。

○佐藤委員 157ページ以降には載っているのです。それとのバランスだと思います。

○樋口部会長 ちょっと検討させていただいて、入れられるようだったら入れるし、今回無理だったから見出しをもう一回工夫したほうが良いということだろうと思います。御意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。101ページの数値目標のところはまた後で関連することがありますので、そのときに御議論いただくことにしたいと思いますが、よろしければ次の議題に移ります。

今、レポートを見ていただきまして、例年サブタイトルと申しますか、テーマを決めていただいているのですが、それについて事務局から案を含めて説明をお願いします。

○田平参事官 机上配付資料を御覧いただければと思います。レポートの表紙にタイトルがございます。それと図表をつけさせていただいておりますが、これに関しての御相談でございます。

まず今回のレポートのポイントということで、今も御議論をいただきましたが、今回は仕事と家事・育児、介護まで入れておりますが、その両立という形で特集を組ませていただきたいということで御了解いただいたところでございますが、それにつきまして視点1、視点2、視点3ということで、これは6つの案をつくったものをカテゴライズしてみたものでございますが、これから新段階を目指す仕事と家事・育児・介護の両立というようなカテゴリー。それから、これまで下の参考の過去のテーマを見ていただいて、あまりそういうカテゴライズはしていないわけでございますが、男性というところに着目したようなものをつくってみております。それから、視点3として男女を問わない仕事と家事・育児・介護の両立という形で、大きく3つのカテゴライズをして6つの案をつけさせていただいております。

これまでも御議論の中でいろいろな組み合わせをしたり、文字修正をしたりして、いろいろ御提案をいただいて組んでおりますので、今日もここにある6つの中から選択するというだけではなく、これとこれを組み合わせたら良いのではないかとということも含めて御議論をいただければと思っております。

裏をめぐっていただきまして、表紙の図表案ということで2パターン用意をさせていただいております。これも組み合わせもあるかもしれません。グラフといたしまして6歳未満の子供を持つ妻・夫の家事・育児関連時間というような形でグラフをつけてはどうかというもの。それから、おとう飯キャンペーン関連の写真というような形で、こういう3つのイベントの模様だとかレシピ、サポーターの方々がいらっしゃいますので、そういう方々を載せた写真を案として御提示させていただきたいと思っております。

御議論よろしくお願いたします。

○樋口部会長 ありがとうございました。

今、御説明いただいたとおりなのですが、資料の下のほうに過去のテーマという形で2009年から2016年、これまでのテーマが掲げられています。何も出さないで議論していただくというのも大変かと思いましたが、事務局にたたき台を用意していただいたということですので、たたき台ですのでこれにとらわれることなく御議論いただけたらと思います。

できれば今日おおむねの決定をしていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○榊原委員 今回のレポートで特色を出してほしいとお願いしたことに対応して、巻頭特集をこうやってまとめてくださって、とてもよかったと思っています。ありがとうございます。せっかく新しい調査分析を踏まえて男性の家事・育児のデータも入れ、特集を組んでくださったのですし、やはりそこは大事なポイントだと思いますので、私個人は挙げていただいた中の視点2の男性にフォーカスするところに賛成です。例えば③の鍵が男性の家事・育児・介護にあるというところを出していただけたら良いなど。特集との連動ということも含めて良いかなと思いました。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 男性にフォーカスするという点、そして特集等の関連というところで今の委員の方もおっしゃっていましたが、③などは非常にそこには合致しているなどと思っています。

ただ、危惧するところは、家事・育児・介護がそもそも女性の役割であるという認識を持っていると受けとられないような形が望ましいと思っています。そうしましたら裏の写真のおとう飯のキャンペーンなどは、もともと料理をするのは女性の役割なのだけれども、お父さんがやってきてえらいねといった印象にとられないことが望ましいと考えています。そうした観点からは、1のグラフのほうが、このような実態だと非常に中立の立場で客観的なデータとして表せるのではないかと考えているところであります。

いろいろな良い案を出していただいて、私は視点1の②も良いなどと思って見えています。ただ、これですと本当に漠然としてしまうというお考えもあるかと思しますので、それは皆さんの御議論に委ねたいところであります。

以上です。

○樋口部会長 いかがでしょうか。

○飯田委員 表紙裏のグラフというのは非常に重要な意味を持っていると思ひまして、男性は若干増えているのですけれども、これだけでは女性の時間が減るという有効な域に達していないと思うのです。ですからここをぐっと減らさないといけないというのが今の大きな課題だと思ひまして、その観点からしますと視点2の男性のところをフォーカスされたテーマがよろしいのではないかと考えた次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○樋口部会長 どうぞ。

○大曲委員 今いろいろ御意見が出ているようで、男性を特化したのは大変良いことだろうとは思いますが、表紙案ということで出している2つなのですが、今回、初めて介護に視点を当てるとなると、両方の部分が家事・育児になります。このグラフの案1で先ほどお話があったように家事・育児、介護が入るということであれば、特化して名前を出すとか、そういう部分があれば今回、特色ある介護の部分が出てくるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○樋口部会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 2つあって、1つは今回、社会生活基本調査で特に子育て世帯に焦点を当てたということで、もちろん介護もあるのですが、介護は前から取り上げていたので、今回初めて介護ではないだろうと思います。

確かに大事なのは事実なのですが、介護だと男性の参加は子育てよりも実は進んでいるのです。介護休暇の取得率も育児休暇よりも高いので。そういう事実は別の話なのですが、今回、私は介護も入っているのだけれども、そういう意味では視点2の③でも④でも、視点2が良いかなと思います。ただ、データで限られた範囲で言うと介護までは難しいかなと。ですからタイトルでは広げるのだけれども、今回データは案1で良いかなと。

ただし、案1だと男性はみんな家事・育児をやっているのだけれども、時間が少ないようなイメージなのです。みんな参加しているけれども、時間が少ないというメッセージで、でも家事をやっていない人、ゼロの人が75%いるのです。そこが分かるようなものとなると、時間で良いのかなと若干気になります。ですから時間だけだと男性も家事・育児をやっているのだけれども、時間が少ないだけみたいに伝わりかねないので、実はゼロがすごく多いというのを出したほうが良いかなと。そういう意味で一步、まずゼロではなく、家事・育児に少しでも参加してというデータが良いかなと。タイトルは視点2でも良いのかなと思ったのです。くくってある「男性の家事・育児・介護参画からはじまるワーク・ライフ・バランス」でも良いかなと思いました。

以上です。

○樋口部会長 まずタイトルですが、視点2を支持する御意見が強いようですが、この視点を生かしたタイトルをつけていくということによろしいですか。具体的なものについては続いて議論いただきたいと思いますが、割と注目されていないのが家事・育児と1つのセットで議論されていて、実は家事と育児は動向も全く違って、女性も家事・育児全体では時間は減っているのですが、育児時間は延びて家事時間が減っている。男性についても育児時間が延びてきているというような、これは1つにするとまずいという話をいろいろなところから聞いていて、家事・育児も両方、女性は時間を短縮してということではないのではないかと話もいただいているので、グラフを掲載するときには何かしたほうが良いのと、記述のところでも少し考慮いただいたほうがよろしいような気がします。今のところこのグラフは家事・育児でセットですね。統計を見ると家事時間と育児時間というふうに分けることはできるのです。

- 佐藤委員 今、樋口部会長が言われるのだと、例えば13ページは夫のほうですけれども、これは夫のほうなので、妻のほうも載せるという意味ですか。
- 樋口部会長 そうです。
- 佐藤委員 これが時系列だと11ページです。
- 樋口部会長 今の表紙の掲載案はセットになってしまっているから。
- 佐藤委員 分けたものを載せる。
- 樋口部会長 そのほうが良いのではないかと思います。
- 田平参事官 御指摘を受けて検討させていただきたいと思います。
- 樋口部会長 タイトルのほうですが、視点2で御異論なければ、その中で③、④あるいはその他、これ以外のものとなると思いますが、具体的に今、支持があったのは③ですが、③だと山本委員が懸念していらっしゃる男性は今までやっていなかった、やらないのが当然と思われるのは困るということですが、「はじめの一步は」というのがそういう印象を与えるということですか。どう書いたら良いかという御意見をいただけるとありがたいのですが。
- 榊原委員 山本委員の御懸念が実は私は全部理解できていないのですけれども、このグラフを見ても日本が著しく女性に偏っているというのが現実で、若干改善されてこの状況です。それは主要国のトレンドから見ても著しく遅れているという現実には明らかなので、男性が参画することがこの状況を変えていく鍵であるということは、鮮明にメディアは言っていますし、世の中もそういう認識だと思います。先日、パパ・クォータ制度を世界で初めて導入されたノルウェーの首相が日本に来られたときに、女子学生対象の講演会でも一番強調していらしたのは、男性の参画が鍵ですよ。ノルウェーはどうやって変えてきたのか。そこが最初ですと繰り返し強調されていて、改めて私もそうかと。そこをフォーカスすることは必要だなと。せっかく変わり始めたり、イクメンという言葉がこれだけ定着し始めたりというような状況が起きている日本で、もう一步そこを強調する意味はあるということを経験した次第だったので、私はこの③のように男性の参画が重要であることをきちんと言うことは、良いのではないかと思います。
- 樋口部会長 どうぞ。
- 山本委員 誤解があったようですが、この題について特別「はじめの一步」をうたっていただいているところは非常に良いと思うのですが、裏のおとう飯のキャンペーンを載せていただくことが、非常に性別役割分業意識の上に立ったテーマであるかのような印象を受けるのではないかと懸念を申し上げたところです。本当はみんなが家事・育児・介護を分担するべきというニュアンスが伝われば良いと思うのですが、今回のテーマとして、最初にコラムでうたってあるところが男性の育児・介護でありますので、合致はするかなということをお願いいたします。
- 樋口部会長 ということは、視点2の③でもそれほど違和感はタイトルとしてはないということでしょうか。

ではどうですか。③を推す方が多いようですが。

○佐藤委員 視点2で私が気になっているのは、「おとう飯の心得」の中身なのです。男性の料理はこういうものだという感じで、手早く、簡単にと、これは参加している男性のことという感じなのです。こちらの写真は良いのだけれども、右側は私も気になって、だから一步踏み出すのは良いのだけれども、男性だっていろいろなつくり方があって良いわけだし、女性だって簡単、手早くでも良いわけです。だから男性はこれで、お母さんは丁寧に手間をかけてつくるみたいなイメージがあって、これはまずいなという気はしました。

○樋口部会長 今までグラフでやってきたから、グラフでいくということで、これについて見やすいグラフ、分かりやすいグラフで、2つグラフが出ていますけれども、上よりは下のほうが分かりやすいだろうなという感じはします。榊原委員がおっしゃったのも気になっていて、アメリカかどこか、もう一本、グラフは入れられないですか。たしかアメリカのデータが出ていましたよね。時系列ではなくて最終年の。

○南参事官 これが今の国際比較です。

○樋口部会長 上は国際比較なのですか。

○南参事官 違うものが2つ載っています。

○樋口部会長 そうすると、ここにアメリカとかほかの国の最近の1本だけ入れたら。

○南参事官 両方載せてもそれほど量は。

○樋口部会長 そうですね。この間、ハーバードで講演をやったら専らそこに議論が集中されまして、日本人の男性はなぜやらないのか。たまたま日本人が私だけだったのですごく困ったなという状況で、ほかの国の数字が全部出てきたので、おっしゃるのもよく分かりますので、これを工夫してということによろしいですか。

○田平参事官 先ほど育児・家事の切り分けとか、佐藤委員からもゼロ時間が分かるようにというお話もありましたので、どこまで押し込む形にするのか、それとも分かりやすいグラフにするのかという形で、また座長とも御相談しながら進めさせていただきたいと思えます。

○樋口部会長 では、よろしければタイトル、テーマ案は今の表の③で基本的にいく。多少変えるかもしれませんが、③をベースに。それと後ろのグラフを表紙に載せるという形で、ここについても工夫をするという形で進めさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。ありがとうございます。では、そのように認めていただいたということにしたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

続いて議題1に戻ります。数値目標のうち「保育等の子育てサービスを提供している数（認可保育所等（3歳未満児））」について、2017年度末が期限となっています。本数値目標にかかわる現在の状況について、これは内閣府子ども・子育て本部の伊藤（信）参事官から説明をお願いします。

ちなみに先ほどのレポートの本体の101ページにございました、㉑保育等の子育てサービスを提供している数の最初の行に目標値として116万人（2017年度）と書いてありまして、

これがまさに2017年度で終わるということから、今後どうするかということについて説明をということだと思えます。

では伊藤参事官、お願いします。

○伊藤（信）参事官 御紹介いただきました伊藤でございます。

それでは、説明をさせていただきます。今、お話がありました数値目標につきましては、もともとは平成27年に閣議決定した少子化社会対策大綱に掲げられた数値目標を引用しているものでございます。その数値目標自体についてどのように決めたかということでございますけれども、これは市町村子ども・子育て支援事業計画において定められました教育・保育を必要とする量の見込み、受け皿の確保の内容、実施時期を集計したものです。

かつ、これが本年度末の数字になったというのは、厚労省において推進しております待機児童解消加速化プランの設定年度が今年度、29年度末であるということとの整合性を考慮したものでございます。この関係で昨年6月の部会において厚労省から御説明があったと伺っておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画の中間年に今年度当たっております。それから、子育て安心プランが昨年発表されたことを踏まえて、市町村に対してはこの計画の見直しを今、お願いしておるといった状況にあります。

ただ、この積み上げの数字なのですけれども、これまでの見込みと大きな乖離がある場合に見直しをお願いすることになってございまして、その目安としましては市町村計画におけます教育・保育の量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合に見直しをお願いしているということでございます。そこまでの乖離がないと判断しているところにつきましては、若干の上下があった場合にも、特段今回改定するわけではない市町村もあるということございまして、その全体を積み上げたものがオールジャパンの見込みとは必ずしも言い切れないという状況にございます。

一方、子育て安心プランのほうももともとは平成34年度、つまり2022年度までの計画ということで当初定めたものでございますけれども、昨年12月の新しい経済政策パッケージにおきまして、資料1のところにもございますが、2年前倒しをしまして平成32年度、2020年度までに32万人の保育の受け皿を整備することになりまして、そういう意味では行動指針は暦年の2020年ですので、ここに極めて近づいてきたということでございます。したがって、行動指針における数値目標の更新に当たりましては、前倒しされた子育て安心プランにおけます保育の受け皿の整備量を踏まえた値とするのが、より適切であろうと考えておるところでございます。

ただ、今の数値目標は3歳未満児の認可保育所等についての保育等の子育てサービスを提供している数となっておりまして、子育て安心プラン自体は年齢を区切った数字になってございませぬので、ここをどのような目標にするかにつきましては、今しばらくお時間をいただいて、今後、事務局とも調整をさせていただきたいと思えます。現時点では、子育て安心プランの32万人という数字が2020年度までのマクロな目標としてある政府として唯一のものでございます。これを踏まえた目標とすることで、今日の時点では説明とさ

せていただきたいと思います。ありがとうございます。

○樋口部会長 事務局から補足説明があったらお願いします。

○田平参事官 ただいま子ども・子育て本部から説明があったような状況でございますので、本数値目標につきましてはまた次回以降、改めて検討することとして、それまでの間はそのまま掲載をさせていただくことを事務局として提案させていただければと考えております。

○樋口部会長 御意見、御質問も含めましていただけますでしょうか。

今後の見通しも含めて、どういう議論をしていくのかということですが、資料1の32万人というのは2019年度から2020年度末まで32万人増というのが、もう既に閣議で決まっているのですか。

○伊藤（信）参事官 子育て安心プラン自体は総理が昨年6月2日に公表したものでございますけれども、それを2年前倒しすること自体は、昨年の経済政策パッケージにおいて閣議決定されたものでございます。

○樋口部会長 そうですか。まだ私は理解していないのだけれども、レポートの101ページで先ほど出てきました目標値116万人というのが2017年度末だったわけですが、これにかわるものとして今この資料として配付していただいたものが検討というか、現在行っていますという理解でよろしいのですか。

○伊藤（信）参事官 はい。ただ、3歳未満児について116万を上書きするのかどうかというところで、先ほど説明で申し上げましたとおり、32万人の内訳について0～2歳と3～5歳を分けた目標値で提示していないものですから、そこをどう扱うかということについて今後、御相談をさせていただきたいと思っているところでございます。32万人は0～5歳児、要するに就学前までのトータルの保育の受け皿の目標値でありまして、そのうちの0～2歳児までが何万人というところについては、このプランの中で提示しているものはないので、そこを切り出した数字を出せないというのが事情としてございます。

○樋口部会長 これまでの説明で、116万人にかわるものをこの評価部会に提出していただいて、皆さんに議論していただくというような了解を得てきたところなのですが、できていないものを出せというわけにはいかないのだから、延ばすことになるのだらうと思います。また検討してもらうことになると思うのですが、見通し、いつごろ出てくるのかとか、これにかわるものが何か決まってくるのか。決まっこない可能性もあるということなのです。

○伊藤（信）参事官 32万人を区分けした数字が出せるかについては、安心プラン自体は厚労省でやっているものでございますので、もちろん確認を今もしているところでございますけれども、年齢別にブレイクダウンした数字というのが出せるかというのと、なかなか出せないのではないかと考えております。

○樋口部会長 この項目自身が変わる可能性がある。

○伊藤（信）参事官 その相談も含めてさせていただく必要があるかと思っております。

○樋口部会長　それが例えば次回には出せる。

○伊藤（信）参事官　次回には出せるように、そこはしっかり相談させていただきたいと思います。

○樋口部会長　分かりました。ということなので、この時点で議論するのも我々が決めることではないのでしょうかないと思うのですが、ただ、我々が決めなければいけないのは、逆に来年度も今の116万人、2017年度目標値というものをそのまま残すかどうかということですよ。要するに4月以降もこの数字をそのまま前年度までの目標値ですという形で使っていくのかどうか。それでよろしければそのまま、どれぐらいの期間だか分かりませんが、掲載することになりますし、ちょっとそれは格好悪いのではないかと。前年までの目標値が出ているというのはどういうことかということであれば、それは掲載しない。今年度分、3月までについては良いと思うのです。ただ、来年度以降というか、今の話だと見通しとしては次回出るだろうということですから、次回のこの会議まで、そのままでもよろしいかということですが。

○田平参事官　この数値目標が表に出ていくものについては、基本的にはレポートとかそういう形になりますが、それ以外で何かの場に出るというような形ではございませんので、少々格好悪いところはありますが、御了承いただけるのであれば今、子ども・子育て本部からも次回目安というお話がありましたので、引き続き掲載をさせていただければと考えております。

○樋口部会長　いかがでしょうか。要は次の新しいものが決まるまでは、今の2017年度目標値をそのまま記載するというところでよろしいですか。

もう2017年の実績も出ているのですよね。これを見る限り最新値というので103万人というのが2017年と書いてあるから。

○伊藤（信）参事官　ただ、年度の中という意味では、年度途中にも受け皿については増えているところがございますので。

○田平参事官　今、確認しているところでございますが、昨年のレポートで言うと、これが2016年の数字で98万人となっておりますので、その数字を塗りかえている形にはなっております。

○樋口部会長　ちょっと実績の103万人という数字が。

○伊藤（信）参事官　こちらが把握している2017年4月1日現在の数字は105万人となっております、その2万人の乖離について、にわかには分からないのですけれども、ただ、2017年度ということになりますと先ほど説明しましたが、年度途中の整備というところもありますので、そこについてはもちろん105万人よりもさらに上乘せの数字になってくるというところだろうと思います。それはまだこの時期にあっても現在進行形で変わってきているところだろうと思います。

○樋口部会長　とりあえず目標値の116万人のこの項目はそのまま掲載して、最新値と書いてある数字が変わり得るという理解でよろしいですか。

○伊藤（信）参事官 2017年をどこでとるかですけれども、4月1日現在ですと105万人のほう正しいのではないかと思います。そこは確認をさせていただいて、より正しい数字で入れさせていただきたいと思います。いずれにしろ100万前半の数字がここに入ります。

○樋口部会長 少なくともレポートはそのような形で正しい数字を入れてもらうということで、これも変更があり得るということで進めたいと思います。新年度もとりあえずはこの形のまま残す。決まり次第、ここで御議論をいただいて差しかえるというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

それでは、議題4「その他」として、まずテレワークにかかわる数値目標について、前回の部会でいくつか指摘されておりますので、この点について関係府省等から説明をお願いしたいと思います。

最初に事務局から説明をお願いします。

○田平参事官 事務局でございます。

前回、樋口座長からテレワークの数値目標に関していくつか御指摘をいただいているところでございます。

まず1つがテレワークの定義、それから、国交省の調査によるテレワーク制度等とはどういうものが入っているのかというところが1つでございます。それについては6月の議論も踏まえて、私からもう一度御説明したいと思っております。それが資料4-1になります。

もう一つは、資料4-2で、国交省から平成28年度のテレワーク人口実態調査について説明させていただきます。これについては、権丈委員から6月の部会でテレワークの場所別の仕事時間の分布を示していただきたいというお話があって、その後、国交省から資料をいただきまして、事務局から権丈委員へは資料を提供していたところでございますが、樋口座長からそれを部会でも説明していただきたいというお話がございました。

もう一つは、資料4-3で、雇用型のテレワークのガイドラインについて厚労省から御説明をさせていただきます。

まず資料4-1でございますが、テレワークの定義等ということで6月の議論の中でIT戦略室から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の御説明があったかと思えます。まとめたものが1ページ目と2ページ目でございますが、実際に6月に提出された資料といたしましては、4ページ目の資料を見ていただければと思います。赤枠で囲った部分に用語集におけるテレワークの用語解説というところで、テレワークとはICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、ICTを活用して労働者が所属する事業所と異なる場所で、所属事業所で行うことが可能な業務を行うこと。例として在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務が挙げられてございます。今回は雇用型のテレワークの関係ですので、以下は省略させていただきます。

2つ目でございますが、数値目標として実際に掲げられたものです。順番が逆になりますが、ページをめくっていただきまして20ページにテレワークの数値目標を赤で書いてございます2つの指標が掲げられておりまして、テレワーク導入企業、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワークの割合ということで、このテレワーク導入企業については今から御説明する通信利用動向調査の数字を引っ張ってきているもの。もう一つのテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合というものが、その次に御説明をさせていただきますテレワーク人口実態調査に基づくデータということで御説明をさせていただきます。

戻っていただきまして5ページでございますが、通信利用動向調査の中でテレワークがどのように定義をされているかというところでございます。テレワークとは、「貴社建物から離れたところにいながら通信ネットワークを活用することにより、あたかも貴社建物内で勤務しているような作業環境にある勤務形態」のことです。具体的には社員の作業場所等により在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク、ここでは営業活動などで外出中に作業する場合というようなことで掲げられているところでございます。

次に、12ページからテレワーク人口実態調査の資料が掲げられております。13ページでテレワークということで「ICT等を活用し、ふだん仕事を行う事業所、仕事場とは違う場所で仕事をする事」。テレワーカーということで、在宅型テレワーカー、サテライト型テレワーカー、モバイル型テレワーカーという形で、この調査のテレワークの定義がなされてございます。

もう一つ、この調査におけるテレワーク制度等というものは何かというところでございますが、15ページで見ていただきますと上の段でございます。Q10ということで、あなたの会社・団体等や職場、事務所では、自宅や職場外等で仕事をする事（テレワーク）を認めていますかというところで、赤で囲った4つがテレワーク制度等に基づくところで回答をもらったものでございます。社員全体であるか、一部の社員であるかを問わず、それを対象に社内規定等でテレワークが規定されているというもの。それから、制度はないけれども、会社や上司などがテレワーク等をする事を認めている。それから、トライアル的にテレワークが認められているというものでございます。

補足といたしまして、14ページの下の方を見ていただきますと、移動中というところには通勤時などの電車内とか、出張等の電車内、駅構内、空港内等が入ってまして、ただ、これは具体的に通勤時かどうかというところまでブレークダウンしたデータまでではないということでございます。

以上がテレワーク等についての定義の御説明でございました。

○樋口部会長 私から補足説明しますと、従来から行動指針の数値目標にはテレワーカー関連のことが入っておりました。従来は在宅を想定した在宅型のテレワーカーの数だったので、今回そのテレワーカーの範囲が広がったということで、これは閣議決定で4ページの下の方の赤い囲みで決めてきたというようなこととなります。

ですので、今の政府のほうのKPIは在宅以外のテレワーカーも入るというようなことにな

るわけですが、それはそういうものかなと思いますが、オフィスだけではなくて、通勤時間中にスマートフォンでやる仕事もテレワーカーだと。厚労省からそれについては時間管理をするようにというのが出たということで、後で説明をいただくそうなのですが、要するに勤務時間内だから給与をきちんとカウントするということが対応することらしいのですが、この部会として通勤時間中のそういったものをワーク・ライフ・バランスの推進の「数値目標」として入れて良いのかどうか。要するに通勤、往復のときに電車の中でそういった仕事をするを促進するようなことになって、その数が必ずしも少なくならないらしいのです。後で説明があるかと思うのですが。ということでこれについて改めて御議論をいただいているということで、では国土交通省都市環境政策室の巢山課長補佐から、テレワーク人口実態調査について説明をお願いします。

○巢山課長補佐 お手元の資料4-2、あわせて先ほどの資料4-1の15ページの下の段を見ていただければと思います。6月のこちらの部会で資料4-1の15ページにあるテレワーカーの方の場所別の平均仕事を在宅、サテライト、モバイルそれぞれ2.9、4.1、2.2というものを示していますが、それに対応して細かい内訳はないかということで、データとしてアンケートでとっております。それが資料4-2になります。

小さいのですけれども、在宅の2.9時間については下の①自宅というところ。これがそのまま2.9時間の平均のもとということで、分布で一番多いのが23.8%の1～2時間程度が最頻の数値となっております。

次にサテライトオフィス型、4.1時間の内訳ですが、こちらは②と③、③は自営型の方は自社の他事業所というのがないので雇用のみの数字になりますが、3.6時間と4.1時間の分布が下のグラフのようになっています。共同利用型オフィスのほうは、少しばらつきは最頻値にあるのですけれども、1～2時間から2～5時間ぐらい、8時間ぐらいの方も結構いらっしゃる。20%ぐらいでいらっしゃるということです。

③の自社の他事業所も大体同じような傾向で、一番多いのが3～5時間で20.7%となっております。

モバイル型、2.2時間の平均の内訳ですが、これは3タイプ、下の④、⑤、⑥の平均となっております。④は喫茶店、図書館、出張先のホテル等の平均時間。これだけで平均をとりますと1.8時間で、最頻が1～2時間の37.5%です。⑤は移動中で、これについては出張での移動中か通勤時の移動中かまで分けて聞いていないのですけれども、平均で1.1時間、30分未満から1～2時間程度までが多い数字となっております。⑥の顧客先、訪問先、外回り先、平均でこちらでは2.9時間になりますが、一番多いのは1～2時間の23.9%、以上のような状況となっております。

以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

確認ですが、資料4-2のパーセントは、テレワークを行っている人の中での時間の分布ですか。

○巢山課長補佐　そうです。テレワーカーの方で、例えば①の自宅ですと全体が自宅で行っている人の中での時間の分布です。

○樋口部会長　全体のサンプルの中で、今、自宅で行っていますという人が何%いるかというのとは分からないですか。

○巢山課長補佐　分かります。これが資料4-1の15ページで、全体の回答者ですか。その数値は手元にはないのですけれども、全体でテレワークをどこかの場所で行っているという方は14%ぐらいいます。その中でテレワークを行っている方だけを抽出して聞いた質問になります。その中のテレワーカーの中の分布状況。

○佐藤委員　資料4-2の自宅と書いてあるところ、2,674ありますよね。ですから全体で2,674が自宅なのだけれども、問題は全体の人数は13ページのこれで良いのですか。うちテレワーカーの5,673で。

○巢山課長補佐　そうですね。テレワーカーは5,673です。

○佐藤委員　では5,673人のうち、自宅で行っている人が2,674と読めば良いわけですか。

○巢山課長補佐　そうです。そのとおりです。

○佐藤委員　そうすると5,673人中、自宅は2,674人で、移動中は1,634人なので5,673人中1,634人が移動中ということですね。

○巢山課長補佐　はい、そのとおりです

○佐藤委員　分かりました。

○樋口部会長　質問票を読むと、通勤中に行っている人もイエスと書いてくださいと指導しているのですけれども、どうしてそうなっているのですか。

○巢山課長補佐　広くこの質問ではそれも含めて、あえて通勤中は除いてくださいという質問形態にはしていないということです。

○樋口部会長　わざわざ通勤中を聞かなくても良いと思ったのだけれども。

○佐藤委員　確認で、普通仕事かどうかは別ですが、メールを読むのも入っている可能性が高いですか。分からないけれども、つまり、移動中を選択した人はメールを見たというのでも答えている可能性が高い。

○巢山課長補佐　はい、あります。

○佐藤委員　それを仕事と言うかどうかは別で、そういうことですね。

○巢山課長補佐　そうです。

○樋口部会長　それはテレワーカーですかという気がするのだけれども、それを数値目標にするか。厚労省で通勤中の今の説明をしてくれますか。どういう扱いにするのか。特に今のところ。

○高橋課長補佐　通勤中の移動時間につきましては、後ほど説明させていただきますが、お配りの資料4-3の概要版とガイドライン本体に記載させていただいております。ガイドライン案という形になっておりますが、現在まだ省内の発出手続中ですので、案となっておりますことに御理解願います。このガイドライン本体のほうの4ページの②を御覧い

ただけますか。先ほど部会長からお話があった通勤時間や出張、旅行中の移動時間中のテレワークにつきましては、2段落目でございますように、これらの時間につきまして使用者の明示または黙示の指揮命令下で行われるものについては、労働時間に該当するということがガイドラインで明らかにさせていただいております。

○樋口部会長 国土交通省の今の人数も、今の使用者の明示または黙示の指揮命令下におけるという条件が入っているのですか。

○巢山課長補佐 特には入れていません。

○樋口部会長 それは入っていない。

○巢山課長補佐 はい。こちらは6月提出の資料でその質問自体が書いてありますけれども、14ページの上の段になります。聞き方としてはQ6、「あなたの働き方についてお伺いします。あなたは現在、主なお仕事でこれまでICT等を活用し、ふだん仕事を行う事業所、仕事場とは違う場所でお仕事をしましたか」という、これについて「はい」と回答した人がテレワーカーということで数えています。KPIは、これにさらに会社でテレワーク制度があると回答している人をクロスしたものとしています。

○樋口部会長 どうぞ。

○佐藤委員 確認させてください。資料4-2で今、御説明いただいたのですが、調査票の今の問題になっている14ページのQ7-1は、雇成型のみ回答になっていますね。そうすると移動中とかどうこうは雇用者だけですね。そうするとこちらのほうが雇用者、でも資料4-2は先ほどの話だと自営業も入っているでしょう。

○巢山課長補佐 同様の質問を自営業も同じような形になってはいます。ただ、自社の他事業所という選択肢はないのですが。

○佐藤委員 資料4-2を雇用者型もつくれるということですね。これは積み上げたわけでしょう。

○巢山課長補佐 そうです。集計を別々にはできます。

○佐藤委員 これは雇用者型と自営業型は分けられるわけですね。

○巢山課長補佐 分けられます。

○樋口部会長 今、数値目標案として出ているテレワーク導入企業13.3%が現状ですというのは、これは総務省が出しているもので、定義は何でしたでしょうか。テレワーク導入企業の調査の定義は制度を持っているとか云々という、指揮命令云々という話が出ているのですか。今これは資料4-1ですか。

○品川専門職 資料4-1で申し上げますと、まず6ページで図表4-1、テレワークの導入状況ということで企業に聞いております。このテレワークの導入状況の内訳としましてモバイルワーク、在宅勤務、サテライトオフィスのいずれかを行っているかということ聞いております。その中に指揮命令系統にあるか等々というところまでは聞いていない状況でございます。

○樋口部会長 こちらは企業に対して質問をして、そのときに今の指揮命令云々という

のは。

○品川専門職 特段聞いておりません。

○樋口部会長 入れていない。ともかく導入していますかという話でやっているということですか。

○品川専門職 そういうことでございます。

○樋口部会長 それで今度もう一つあるテレワーク制度に基づく雇用型テレワーカーの割合というのは国土交通省の数字で、先ほどの資料4-2の話とはまた別なのですか。

○巢山課長補佐 同じ話ではあります。ただ、制度があるというところをさらに条件としてつけている数値です。

○樋口部会長 質問票の中でそれを聞いているわけですか。

○巢山課長補佐 そうです。4-1の15ページにQ10というものがありまして、「あなたの会社・団体や職場、事務所では、自宅や職場外等で仕事をすることを認めていますか」で、1~4の選択肢を答えた方を制度等がある方としています。Q6とQ10両方に答えた方をKPIとしている。

○樋口部会長 1から4まで大分幅が広いのだけれども、どれが多いのですか。私が知っている限りは、それほど制度はまだ企業は入れていないのではないかと思うのです。

○巢山課長補佐 16ページに内訳があります。円グラフで制度があると回答した人が14.2%で、一番多いのは5.1%の制度はないが、会社や上司などがテレワーク等を認めている。次が一部の社員を対象にテレワーク。3番目が全社員対象に。トライアルは0.4%という状況です。

○樋口部会長 制度と言っているのは厚労省がつくったガイドラインを意味しているのですか。

○巢山課長補佐 そこまでは明示せずに、Q10の質問だけで聞いています。

○樋口部会長 ということは、もとの問題に戻ると通勤時間中に上司がやれというふうに言っているものに限定されているということで良いのですか。

○巢山課長補佐 通勤時間について、上司からどういう指揮命令のもとかは把握していません。

○樋口部会長 そうですけれども、1~4に該当するものに限定されている。

○巢山課長補佐 そうですね。それ以外で自らやられている方も対象外で、制度の対象になっているけれども、それ以外、個人的にやっているという方ももしかして入っているかもしれないという、その懸念がありますけれども、単純にこういう聞き方をしている。

○樋口部会長 通勤とか何とかというのが多くなければ、無視できる程度の数ですという話だったら、それをKPIにしても良いのかもしれないけれども、それが分からないとなると、ここでそれを促進するのですか。総務省とか国土交通省が推進する分には結構なのですから、ワーク・ライフ・バランスとしてそれを推進するか。それをワーク・ライフ・バランスの「数値目標」に入れるかというところで多分、皆さん疑問を持たれているところ

が多いのかなと思うのです。その議論をそちらはなさっているのでしょうかね。いろいろな会議で。

○巢山課長補佐 検討会の場には各省庁と内閣府の仕事と生活の調和推進室の方にも入っていただいて、調査を進めている状況ではあります。

○樋口部会長 これは政府統計としてやっていないので何とも。要するに統計委員会が認めている調査ではないから、なかなか意見を出しても変えてくださいと言うわけにもいかないのだらうと思うのですけれども、これを国のKPIという形で入れたときに、特にワーク・ライフ・バランスという視点から通勤時間中とかのメールを読むというのは普通やると思うのだけれども、それをテレワークの人数に入れるかというところに疑念を持つ人が多いので、分けてやったほうが良いのではないかと思います。調査そのものも。それはそちらのことですから。

○巢山課長補佐 分けるのは可能なので、またそれは内閣府も含めた検討会等で話し合いながら行っていきたいと考えています。

○樋口部会長 今のが実態ということなので、ここでこれを「数値目標」に入れるかどうかというところで御意見をいただけますでしょうか。

○飯田委員 資料4-2の⑥顧客先・訪問先、外回り先をテレワークとするかどうか、ワーク・ライフ・バランスという観点から組み込んで良いかどうか同じような問題があるのではないかと思います。

○樋口部会長 いかがですか。

○佐藤委員 これ難しいのは、例えば資料4-2で移動中というのは分けていなくて、よく空港内とか駅の構内、つまりすき間時間で次の飛行機まで30分、時間がある。例えばそのときにやるのがワーク・ライフ・バランスにつながるかどうかは実際のやり方ですよ。そこで30分やってしまうことによって出張先で早く眠れるということなら良いわけです。でも、それもやり、かつ、出張先でもやっていれば時間が延びてしまうので、どこでもいつでも仕事ができるということは、そのこと自体がワーク・ライフ・バランスにつながるわけではなくて、どう使うかということだと思います。もちろん企業からすれば、どうマネジメントするかのだし、働いている人も自分のワーク・ライフ・バランスにつながるように使えばそうなると思うのです。そこを我々としてどう考えるかで、ですから十分ワーク・ライフ・バランスにつながる。企業でも使えるし、例えば今日は自宅で仕事をします。ですから往復で2時間かかる通勤時間が減ります。その2時間分さらに仕事しますとやるのか、その2時間は子供と過ごす時間に使うのか、これは別に会社がどうこうというわけではないので、そこをどうするかが議論するところだと思います。

○樋口部会長 そうですね。これが勤務時間中の話であればと思うけれども、それ以外の話まで入ってくると、使用者だってそこまでコントロールできないですね。

○輪島委員 今、佐藤委員がおっしゃったように、各社の事例を聞くと、働き過ぎてしまうので例えば深夜時間帯の10時から5時まではネットワークにアクセスさせないとか、そ

ういう工夫はしているので、それなりにやり方はこれから進み、ノウハウも蓄積されていくのだらうと思います。ただ、これだけ通信が発達すると、テレワーク自体はとめられないうくらい浸透していくと思います。そこで質問ですが、自分が今スマホを持っていますけれども、常に会社のネットワークにアクセスできるのです。そうするとこれは4番に該当して、私もテレワーカーのカウントになるということですよ。

もう一つ、資料4-1の15ページのテレワーカーの割合ですけれども、毎日テレワークする人と月1回する人と、定義があるのかもしれませんが、それぞれが在宅型だということに入って来るとのことだと、とても一般的になり過ぎるので、テレワーカーの数値目標として、どうかという気はしないでもありません。

ですから労務管理上は資料4-3にあるとおり、指揮命令下であればそれは労働時間ということなので、そこはクリアだと思うのですけれども、これから時間外労働に上限も入ってきますので、そこは労働時間であるかどうかをクリアにしていかなければいけないというのが今の企業側の悩みだらうと思います。

○樋口部会長 確認事項として御質問がありましたけれども、ここにいる皆さんテレワーカーでしょうかという話だと。

○巢山課長補佐 そうですね。ふだん勤めていらっしゃる事業所外でICTを使ってお仕事関係のことをされていけば、国交省の調査上はテレワーカーに入ります。

○樋口部会長 どうですか。これは皆さんの御意見だと、これを「数値目標」とすることについては、「数値目標」はあくまでも目標値ですからどうかという御指摘だらうと思いますが、そういう理解で良いですか。

○佐藤委員 1つは企業がテレワークを制度として認めるかどうかという目標もあり得ると思うのです。やれる環境は広がってきているのだけれども、制度的にやれるかやれないか。もちろんそれをどう使うかは企業等。もう一つは、そういうものを制度的に導入しているかというのが目標としてはあり得るかもしれない。

○樋口部会長 先ほどの説明だと、総務省のほうも、今は制度としてあるかということと明確ではない。

○品川専門職 調査票上では、貴社ではテレワークを導入されていますかという聞き方にしております。

○樋口部会長 制度があるかどうかというのは分からないということですね。

○品川専門職 はい。

○樋口部会長 どうでしょう。どうぞ。

○春川委員 職場実態のテレワークという考え方ですと、今のお話の流れからいけば例えば従業員にスマートフォンないしタブレットを配付して、その利用の中では会社のメールが見られるような環境が整っているケースが多分にあると思っています。そういったケースを企業あるいは労使が自社に、これはテレワークの制度を導入したことを認め合って制度化しているところはむしろなくて、純粹に連絡ツールとして携帯電話、タブレット等を

配付することが、おのずとここで言うテレワークという枠にはまっているのではなかろうかと実は思うところもありました。調査いただく中で当然テレワークという概念の中で整理いただいて、聞き取りヒアリングということであったかと思うのですが、実態は今、申し上げたようなことが多分にあるかと思えます。

○樋口部会長 これまでの議論を踏まえますと、テレワークの数値目標については、当初予定していました今年度末での数値目標の設定は行わないということによろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。また新たな動きがあったらお話しいただきたいと思えます。

そのほかとして、私から提案をさせていただきたいと思えます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章と行動指針についてでございます。この憲章、行動指針について、昨年3月に取りまとめられました働き方改革実行計画を踏まえた労働時間法制の見直しが見込まれる中で、見直しの要否を検討してはどうかというふうに考えております。といいますのも、事務局と話をする中で、憲章と行動指針の精査を行うに当たってどのような視点で行うかという点が論点になりましたが、平成19年の策定当時や平成22年の改定当時には行われていた施策や事業で今行われていないもの、あるいは今は施策の名称が異なっているものなど、精査する視点にもさまざまなものがあることが分かりました。

そうした中で、行動指針の性格が企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めるとされている中で、そもそも行動指針にどの程度具体的な内容まで記載すべきなのかという点についても意見交換を行い、一定のコンセンサスを得ておくことが重要ではないかと考えております。特に行動指針に具体的な施策や事業名まで書き込むかどうかという点と、それに照らした場合に現行の憲章や行動指針のこういった内容について見直し、検討を行うべきかという点について、一定のコンセンサスをいただき、その視点に基づいて検討を行うことにしてはどうかと考えております。また、タイミングとして働き方改革関連法案が成立した後に、その内容を踏まえて検討を行うとしてはいかがと思えますが、いかがでしょうか。

さらに、検討の場をどうするかという点でございますが、これにつきましては、憲章、行動指針の策定時及び改定時において、どのような場で検討を行ったかについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○田平参事官 まず憲章と行動指針が策定された時点での議論の場でございますが、参考資料1を御覧ください。参考資料1のトップ会議の開催実績ですが、第1回目の平成19年7月17日に憲章、行動指針の策定についてということで、トップ会議で決定がなされております。そこで行動指針策定作業部会が設けられまして、8回の議論を経て取りまとめられたものが第2回の平成19年12月18日に、憲章、行動指針という形で取りまとめられてございます。このような形で策定作業部会が設けられて8回会合で議論されていることにな

ります。

それに対して改定時でございますが、参考資料1を見ていただきますと第4回の平成22年6月29日の議題が、憲章、行動指針についてとなっており、さらに署名、労使代表決意表明と書いてございますが、キックオフはトップ会議では行っておらず、最終的にこの日のトップ会議で承認されたというものでございます。この評価部会でまず1回キックオフをして、それから、評価部会で2回の議論を経て取りまとめたものをトップ会議にお諮りしたという状況でございます。

以上でございます。

○樋口部会長 これを策定したときから大分世の中の変化というものも激しいこともございますし、施策的にも法律も含めて大分変わってきたというようなこともございますので、ここで一度その見直しをしてはどうかと考えておりますが、今日は皆様から少し御意見をいただいて、ここでそれを決定するというよりも、次回に決定する頭出しをしておきたいということでございますが、御意見ございましたらお願いします。

輪島委員、どうぞ。

○輪島委員 初めてお聞きしたのでどのように言ったら良いのかよく分からないのですが、頭の整理として、1つは資料2-2の101ページの右側にあるように、目標値は2020年を目標にやっているわけなので、見直しをするとしても2019年、来年の手前ぐらいからが基本ではないでしょうか。逃げ水のように数値が変わってというののもいかなものかなという印象です。

もう一つは、座長がおっしゃったように働き方改革関連法案がこれから国会に提出される予定です。しかしながら101ページの④、⑤、⑥とかは、仮に法案要綱どおりですと2019年4月1日に施行されて、その施行状況の結果、数値が出てくるのがその先ということになるので、「数値目標」自身を変えてまた実態と法的なものとの対応が変わると、また見直さなければいけないとか、乖離が大きくなるかということだと、今はすぐこの目標値自体を見直すというタイミングではないというのが私の印象です。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

目標値をどうするかというのは、また別の話と思います。問題なのは憲章を熟読すると、これで良いのというのが出てくるところがいくつかございまして、それを2020年まで先送りすることも1つはあり得ることだろうと思うのですが、前回の見直しをしたのが平成22年ですか。歴史を感じるところもございまして、輪島委員がおっしゃったのもっともな御意見だと思いますので、見直すにしてもどこを見直すかということも含めて、次回に改めて提案をさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○榊原委員 憲章を熟読、理解できているかどうか怪しいのですけれども、10年前に定めた私たちの合意とかゴールイメージというものが、この10年のいろいろな変化の中で大分

ずれてきているのだらうなと思います。

例えば今日の資料1で御説明いただいた子育て安心プラン。今、保育政策が音を立てて変わっている最中ではありますが、そこの中にもM字カーブを解消する。5年間で若い女性の就業率を80%にする。つまりスウェーデンと同じような社会にするという、これは実は社会保障政策においては劇的な女性の標準ライフコースの設定変更と言えるようなものが入ってきていて、M字カーブを解消するというように政府が目指すのであれば、例えば先ほどの101ページにある第1子出生前後の女性の就業継続率というのは55%ではおかしいわけです。そのように政府が既に明確にしている新たなゴール設定と齟齬がいろいろ起きてきているのだらうなと思うので、ここで一度、検討することは必要なかなと思いました。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

この仕事と生活の調和の憲章とか行動指針といったものが、世の中にも非常に大きな役割を私は果たしてきたのかなと思うところもございます。ただ、御指摘のようにかなりそれによって、それも含めて世の中の方が変わってきていることもあり、また、特に具体的な名前が施策等々について入っておりまして、そのところについてやはりこれは齟齬が起きているということは感じざるを得ないところで、その点について検討してはどうかと思っております。この点についてはぜひ皆さんお考えいただき、次回のときにここで判断していただきたいと思っておりますので、今日は時間の制約もございますので、ここまでにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。何かこの際、言っておきたいことがございましたら御意見賜ればと思います。よろしいですか。

よろしければ今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○田平参事官 今後のスケジュールについてでございます。

仕事と生活の調和レポート2017につきましては、本日いただきました御意見も踏まえまして、部会長と相談しながら整理の上、3月中に公表したいと考えております。レポートの冊子につきましては年度内を目途に完成させて、皆様にお届けしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今後の活動方針、次回の日程でございますが、また調整の後、改めて御案内をさせていただきたいと思っております。

本日はありがとうございます。以上でございます。

○樋口部会長 本日用意しました議題は以上でございます。

皆様から何か御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思っております。よろしければ以上で本日の部会は終了させていただきます。どうもありがとうございます。